

国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう！

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の未納が続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期限内に納めましょう！（納期は翌月末で、2年経過すると時効により納められなくなります。）

なお、保険料の未納が長期にわたり続けば、まじめに保険料を納付されている方々との公平性を損なうこととなり、ひいては社会連帯に基づく基礎年金制度の根幹を揺るがしかねない重大な問題となってきます。

このため、県下の各社会保険事務所では、度重なる納付督促（督促）を行っているにもかかわらず納付義務を果たしていただけない方々に対し、未納者本人だけでなく連帯納付義務者である配偶者や世帯主の財産を差し押さえる強制徴収を実施しています。

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといって未納のままにせず、必ず市町村の国民年金窓口で手続きを行ってください。

納付が困難なときは	30歳未満の方は	学生の方は
保険料免除制度	若年者納付猶予制度	学生納付特例制度
経済的な理由などで、保険料を納めるのが難しいときに利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額又は一部（4分の3、2分の1、4分の1）が免除されます。 保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。	本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。 納付猶予は本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。	本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。 学生納付特例は、本人の前年の所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認されます。

☆保険料を未納のままにせず、保険料免除などの申請をしておけば、承認された期間が老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万が一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。

